

◆吉沢章子 委員 私は、一問一答で行政委員等について、本市の監査について、稲田登戸病院跡地の廃棄物等について伺ってまいります。

それではまず、行政委員等について総務局長に伺います。現在、本市の行政委員等の数と報酬額について伺います。また現在、本市は行政委員等について提訴されておりますけれども、その内容についても伺います。

◎長谷川忠司 総務局長 行政委員等についての御質問でございますが、行政委員の人数及び報酬額につきましては、人数は委員長を含めた人数となっております。初めに、監査委員は、代表監査委員を含めて4人、報酬額等は、常勤である代表監査委員は月額58万円、識見を有する者から選任された委員は月額33万6,000円、議会議員から選任された委員は月額6万7,000円でございます。次に、市選挙管理委員会委員は4人、報酬額は、委員長が月額26万7,000円、委員が月額21万円でございます。次に、区選挙管理委員会委員は7区合わせて28人、報酬額は、委員長が月額13万5,000円、委員が月額10万6,000円でございます。次に、人事委員会委員は3人、報酬額は、委員長が月額33万6,000円、委員が月額27万9,000円でございます。次に、農業委員会委員は25人、報酬額は、会長が月額4万2,000円、委員が月額3万1,000円でございます。次に、固定資産評価審査委員会委員は12人、報酬額は月額1万1,000円でございます。次に、教育委員会委員は教育長を除いて5人、報酬額は、委員長が月額33万6,000円、委員が月額27万9,000円でございます。次に、市民団体から提訴された内容につきましては、市選挙管理委員会委員長及び同委員、区選挙管理委員会委員長及び同委員、市民オンブズマン並びに人権オンブズパーソンについて月額報酬の支出の差しとめを求めるものとなっております。以上でございます。

◆吉沢章子 委員 行政委員等の報酬に関しては、本市が提訴される以前からさまざまな議論がありました。あり方を検討して方向性を示すべきであると考えます。本市の行政委員に対する考え方とあわせて局長の見解を伺います。

◎長谷川忠司 総務局長 行政委員等の報酬に対する考え方についての御質問でございますが、行政委員等の報酬につきましては、委員の職務内容及び勤務態様のみならず、その者が蓄積してきた過去の経験、見識等に対する評価も含まれているとも考えているところでございます。報酬の額やその支払い方法等につきましてはさまざまな考え方がございま

すので、他の自治体における裁判の動向や見直しの状況等を踏まえながら、第三者による検討委員会の設置なども含めまして、そのあり方について検討してまいりたいと存じます。以上でございます。

◆吉沢章子 委員 報酬というのは能力の対価でもありまして、一概に高いとか安いとか、日額報酬がいいとか月額報酬がいいとかは言えないと思うんですけども、重要なことは、実態に見合った報酬であることと、説明責任が果たされているということだと思います。答弁では、第三者による検討委員会の設置も含めてあり方について検討するとのことですから、他都市の裁判の状況を勘案するというのも理解をいたしますけれども、本市としてきちっとした姿勢をなるべく早急に打ち出していきたいと思っております。また、先ほども監査委員の体制についてということで、ほかの委員からも指摘がありましたけれども、次に御答弁いただく例えば代表監査委員というのは、本市では歴代、役所のOBの方が就任されているわけですけども、他都市においては、調べてみますと、公認会計士などの専門性を持った方が就任している例もあります。行政委員等の選任のあり方も含めて検討していただきながら、ぜひとも早急に本市としての姿勢を打ち出していきたいことを要望させていただきます。

次の質問に移ります。本市の監査についてでございます。監査には、大別して包括外部監査と内部監査がございますけれども、まず包括外部監査について総務局長に伺います。包括外部監査は監査人が独自の視点でテーマを決めて行われてきたとのことでもありますけれども、制度開始から10年が経過し、形骸化が懸念されます。分岐点にあり、必要な改善を図るべきと考えます。包括外部監査における現状と問題点及び今後のあり方について見解を伺います。

◎長谷川忠司 総務局長 包括外部監査の現状等についての御質問でございますが、包括外部監査制度は、地方自治法の改正によりまして平成11年度から導入された制度でございます。公認会計士などの一定の資格等を有する外部の専門家が地方公共団体との契約に基づき監査を行うことによりまして、監査の独立性や専門性を強化することを目的としているところでございます。本市におきましては、平成18年度までは局に属する事業をテーマとして、平成19年度以降は横断的なテーマのもとに実施し、今年度につきましては一般会計における公有財産（不動産）の管理運営に関する事務の執行についてをテーマとして実施しているところでございます。次に、課題等でございますが、第29次地方制度調査会の平成21年6月の答申にもございまして、外部監査の実効性を確保することが重要であると認識をしておりますので、今後も引き続き効果的な包括外部監査の実施に向けまして、十分な情報提供等に努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

◆吉沢章子 委員 公金を使って外部に監査を委託するのですから、実効性のある外部監査になりますように、情報提供に工夫をしていただきたいと思います。そのことを要望させていただきます。

次に、内部監査について、先ほどお名前の挙がった行政委員である代表監査委員に伺います。民間企業では、決算結果による事業編成は当然であります。私も以前、決算審査特別委員会で取り上げてまいりましたが、行政における決算重視の予算編成は議論されて久しいと思います。決算審査は監査委員監査における花とも言えますけれども、現在の形式的な監査ではなく、いわゆる積極的決算、実質審査を目指したあり方を構築すべきではないかと考えます。現在の監査の現状及び問題点について見解を伺います。また、指定管理者も数がふえる一方であり、現在さまざまな問題を抱えていると考えますけれども、今後どうあるべきか、あわせて見解を伺います。

◆鹿川口代表監査 委員 監査委員監査についての御質問でございますが、監査委員の行う監査は、従前から定例的に実施しております監査として、定期監査、決算審査、例月現金出納検査、基金の運用状況審査で、監査委員が必要と認めるときに実施する監査として、行政監査、財政援助団体等監査があり、その他要求監査として住民監査請求監査があります。これらに加えて、平成 19 年度からは公の施設の指定管理者監査を実施し、平成 20 年度からは地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率等の審査が新たに監査委員の権限とされましたことから、近時は監査の業務量が増大しております。このうち、御質問の決算審査における現状と課題についてでございますが、一般会計及び特別会計の決算の審査、公営企業会計の決算の審査及び基金の審査において、計数が正確であるか、歳入歳出予算の執行は適正かつ効率的に行われているか等について、さらに公営企業会計においては決算が企業の財政状態及び経営成績を適正に表示しているか等について審査し、審査意見書を提出しております。課題といたしましては、限られた審査期間の中で決算の計数の正否等の形式的審査のみならず、予算に定める目的に従って事務事業が経済的、効率的に執行され、所期の目的を達成しているかどうか、さらに企業会計においては経営分析など実質審査をより一層重視すべきと考えております。

次に、財政援助団体等に対する監査についてでございますが、市が出資している法人、補助金等を交付している団体の財政援助団体等に対して、当該財政援助等に係る出納及び出納に関連する事務を監査するもので、その対象は、出資法人、補助団体、公の施設の指定管理者等があり、その数は多数となっております。そのため、毎年度抽出し監査を行っているところでございますが、重点的、効率的な監査を実施するための抽出基準を整理することなどが課題となっております。

次に、今後の方針についてでございますが、第 29 次地方制度調査会においては、監査機能の充実強化に関しての答申が示されましたように、本市においても監査能力のより一層の向上と実施体制の強化等の検討が必要と考えているところでございます。具体的には、牽制機能等を維持しながら行財政運営の効率化に寄与するための監査に向けて、体系的な研修の実施、参加などによる監査能力の向上、監査の執行体制、監査手法などの見直しなどが考えられるところでございます。以上でございます。

◆吉沢章子 委員 要望は後で申し上げますが、続けて伺います。業務の一つである住民監査請求についてですけれども、先ほど住民訴訟になった行政委員等の報酬については、監査委員が住民監査請求を合議不調としたことによって提訴されたものです。資料によれば、平成 18 年、平成 19 年、平成 20 年、平成 21 年の現在までを通じて、監査請求を棄却などとして退けず、唯一勧告として取り上げた事実があります。それは何か伺います。また、なぜ内部監査ではなく外部監査となったのか、見解を伺います。

◆鹿川口代表監査 委員 平成 19 年度における住民監査請求についての御質問でございますが、平成 19 年度に請求のございました 9 件の住民監査請求のうち、請求に一部理由があると認めて市長に必要な措置を講ずるように勧告したものは 1 件でございます。その請求の内容は政務調査費に関するものでございました。この政務調査費に関する住民監査請求につきましては、個別外部監査を実施し、その結果を踏まえまして、最終的には監査委員が勧告を行ったところでございます。住民監査請求では、監査委員の監査にかえて個別外部監査契約に基づく監査を請求人から求められた場合、地方自治法上、監査委員は個別外部監査に基づく監査によることが相当であると認めるときは、個別外部監査に基づく監査によることを決定することとなっております。その判断基準は特に明文の規定はございませんが、個々の案件ごとに請求の内容や個別外部監査を求める理由などを総合的に判断するものでございます。政務調査費に関する住民監査請求につきましては、専門性、公平性、客観性を維持しつつ、短期間に住民訴訟の裁判結果等を詳細に分析し、そこから一定の基準を定める作業や、それに 4 年間分の大量な支出を個々に当てはめるなど、高度な専門的知識と膨大な作業を遂行する必要があることなどを総合的に勘案し、専門知識を有する補助者をも選任して監査が実施できる個別外部監査で実施することが相当であると判断したものでございます。以上でございます。

◆吉沢章子 委員 やり方によっては内部監査でもできたのではないかと思いますけれども、このことについてはこれ以上申し上げてもしょうがないと思います。また、行政委員の報酬等についての住民監査請求については合議不調といって、政務調査費は勧告ということでは何となく納得がいかないんですけれども、専門家としての相当の御判断によるのでございまして、これ以上申し上げません。いずれにしても、市民に対して説明

責任の果たせる監査のあり方というものを要望させていただきたいと思います。

次に、出資法人の監査について総務局長に伺います。出資法人の監査は監事または監査役で行っておりますが、監事または監査役の一人が市職員である場合でも、もう一人は税理士などの専門家であり、透明性は保たれているとのことでもあります。しかしながら、出資法人に対する先ほどの監査委員監査というのは、現在、年に3〜4件程度しか行われていないということで、物理的にこれは難しいということですので、現状では決して充足しているものではありません。例えば本市OBの役員採用について、業務内容に見合った人員配置なのか、1人500万円とも言われていますけれども、人数がふえれば当然人件費がかさみますし、また、同一人物が違う法人に再度、再々度採用されているなどの現実もあります。本来、監査とは、業務監査、組織監査も含めてすべきであると考えます。公益法人改革制度は法人の独立性を高める方向にありますけれども、出資している現実がある限り、監督責任は市にあります。今後一層、業務、組織もあわせて監督するあり方が必要であると考えますが、見解を伺います。

◎長谷川忠司 総務局長 出資法人についての御質問でございますが、平成20年12月に施行されました公益法人制度改革関連3法では、法人みずからが責任を持って自主的、自立的に運営を行うことなどが明確にされたところでございます。平成25年11月までに新法人への移行に対応していくこととされており、法人を取り巻く環境は大きく変化をしているところでございます。現在、各法人におきましては、制度改革の趣旨を踏まえ、定款変更の検討を行うとともに、組織体制の見直し等、順次、新法人への移行に向けた取り組みを進めております。また、移行期間を含め移行後におきましても財政援助団体等の監査結果を初め、法人自身による新点検評価システムを活用した事業効果や採算性の検証等を生かし、各法人が経営改善に努めるとともに、本市におきましても、経営改善計画の進捗に合わせて、必要に応じ適切な指導、助言を行っていくことが重要であると考えております。以上でございます。

◆吉沢章子 委員 新しい監査のあり方について伺ってまいりましたけれども、要望を申し上げます。まず、代表監査委員に申し上げますが、御答弁の牽制機能を維持しながら行財政運営の効率化に寄与するための監査に向けてということで、体系的な研修の実施、参加による監査能力の向上、監査執行体制や監査手法の見直しなど幾つか具体的な提案をされました。提案を後任の方に引き継いでいただいて、実現させていただきたいと思います。数字というのは正直でございますから、そこから読み取るべきことを事業評価などに加えていくことが肝要であるとは私は考えます。そのいわゆる積極的監査は、横浜市では既に行われているそうですけれども、事例研究及び検証も含めて監査事務局として鋭意取り組んでいただきますように要望申し上げます。

続きまして、総務局長に申し上げます。事例として出資法人を取り上げました。公益法人改革制度により、公益法人として存続するならば、平成 25 年までに各出資法人が公益性を証明しなければなりません。当然のことをごさいます、何をして公益であるか、みずから示せない法人なら、だれが見ても不要ですし、逆に川崎市というブランドをバックに市民が信頼して納得できる公益性を示せるならば、存続する意義があると考えます。それはいずれ結果が出るにしても、監督責任は市にあるわけですから、業務監査、組織監査を含めて積極的監査の手法を取り入れていくべきと私は考えております。監査事務局と連携をして、ぜひ検討していただきますよう要望申し上げます。私は、監査と事業評価のコラボレーションを提案いたしました。これは、すべての局にかかわる問題でございますので、本来は市長に要望したいところでございますが、先行き不透明ということもありますので、筆頭副市長とのお声がかかっております砂田副市長に要望申し上げます、次の質問に移ります。

次に、稲田登戸病院跡地の廃棄物について環境局長に伺います。稲田登戸病院跡地に重機が行き来しまして、大きなテントが張られておりました。多摩区の七不思議とも言われておりました当該地からは、文字どおり山のような廃棄物が発見され、処理されたとのこととあります。何がどのくらいあり、どう処理されたのか、発生原因は何なのか、それは不法投棄なのか伺います。また、経費の総額についてもあわせて伺います。

◎寺岡章二 環境局長 稲田登戸病院跡地の廃棄物等についての御質問でございますが、稲田登戸病院につきましては、平成 18 年 3 月の廃止に伴い、病院の経営母体でありました国家公務員共済組合連合会が建物周辺の土壌調査を実施し、その結果、水銀等の汚染物質が含まれていることが判明したため、汚染範囲の確定と汚染土壌の処理を指導したところでございます。その後、請負業者等が施設の解体工事及び汚染土壌の処理に着手したところ、地中に医療系廃棄物が確認され、周辺の状況から敷地内の他の場所においても同様の廃棄物が存在するおそれがあるため、請負業者等に敷地全体の調査を指導したところでございます。調査の結果、敷地全体で廃棄物が確認されたことから、廃棄物処理法の処理基準に基づき指導を行いまして、医療系廃棄物約 250 トン、混合廃棄物約 520 トン、コンクリート殻約 220 トンが適正に処理されたところでございます。また、発生原因といたしましては、廃棄物処理法制定以前には一般的に行われておりました埋立処分によるものと推察されますので、不法投棄によるものとは認識しておりません。経費の総額につきましては、共済組合連合会から、解体工事、土壌・廃棄物対策、造成費等を含め約 28 億円と伺っております。以上でございます。

◆吉沢章子 委員 250 トンもの医療系廃棄物があったとのこととでございます。このパネ

ルの中でピンクの印のあるところでは、ここはもうほとんど民家なんですけれども、もここに稲田登戸病院がございまして、このピンクのところはすべて医療系廃棄物が、感染性廃棄物があったという場所でございます。非常に膨大な 250 トンという量でございますので、聞いてびっくりというところでございます。感染性廃棄物の処理につきましては現在厳格に行われておりますけれども、現在の法整備がなされたのはいつなのか伺います。また、当該地の廃棄物に法改正以降の医療機器が含まれていなかったのか、それを局として確認したのか伺います。医療系廃棄物が確認されて相談のあった平成 18 年 10 月 31 日の時点で確認すべきであったと考えますが、見解を伺います。

◎寺岡章二 環境局長 感染性廃棄物の処理についての御質問でございますが、感染性廃棄物につきましては、平成 4 年 7 月に改正廃棄物処理法が施行され、新たな規制が行われたことから、市では説明会を開催するなど、規制内容の周知を図ったところでございます。こうした背景を踏まえまして、平成 18 年 10 月に相談がございました際に、聞き取り調査により改正廃棄物処理法の施行以前のものと思料し、適正処理を指導したところでございます。以上でございます。

◆吉沢章子 委員 思料しというのは非常に苦しい答弁かなと思いますが、その時点では上にあつたので見られなかったということですが、やはり掘っていてそういうものがあつたかどうかというのは現地調査をすべきだったと私は思います。今となつては確認するすべはございませんけれども、指導官庁としては当然そういうことはすべきだったのではないかと指摘せざるを得ないと思います。

そこで伺いますけれども、平成 18 年以降現在まで、市として現場に赴いたのはいつで何回なのか伺います。また、住民説明の際、事業者から、質問は公開質問状で市に提出するように言われたと地元の住民から伺いました。市は住民説明に際しどのような指導を行ったのか伺います。また、医療系廃棄物が見つかったのは平成 18 年 10 月でありますけれども、資料によりますと、まちづくり局及び多摩区が情報を知り得たのは平成 20 年 9 月であります。この間、約 2 年間ですけれども、情報は故意に公にしなかったのか伺います。また、土壌汚染に対する情報開示と市内部の情報共有についての見解をあわせて伺います。

◎寺岡章二 環境局長 現地調査等についての御質問でございますが、現地調査につきましては、平成 18 年 6 月から平成 20 年 10 月までに 6 回実施いたしまして、土壌汚染やダイオキシン類、廃棄物の状況等を把握してきたところでございます。次に、住民説明会に関する指導内容についてでございますが、土壌汚染が確認された場合には、事業者の責任において住民説明会を行うよう指導してきたところでございます。関係部局に対する情報提供につきましては、平成 18 年 10 月の時点では部分的に医療系廃棄物が確認された段階

でございます。調査の結果、全容が把握できました平成 20 年 9 月に関係局において情報共有を行ったところでございます。土壌汚染に関する情報につきましては、土地の状況の適正な把握と事業者指導等において大変重要でございますが、関係部局間で十分な情報交換が図られなかった面も見受けられますので、今後、情報共有の徹底が図られるよう取り組んでまいりたいと存じます。以上でございます。

◆吉沢章子 委員 要望はまた後で申し上げるといたしまして、この廃棄物に関しては、敷地外部の生田緑地内にも及んでいたとのことでございますけれども、国家公務員共済組合連合会は今回の件に対してどのような見解を示しているのか伺います。

◎寺岡章二 環境局長 生田緑地内の医療系廃棄物についての御質問でございますが、稲田登戸病院跡地での医療系廃棄物につきましては、隣接地であります生田緑地にも存在している可能性があることから、国家公務員共済組合連合会が土壌調査を行った結果、医療系廃棄物が確認されました。当該地につきましては、連合会の責任と負担におきまして医療系廃棄物の処理を行ったところでございますが、処理完了後は植樹を行い、原形復旧を図るよう協議を進めてきたところでございます。以上でございます。

◆吉沢章子 委員 私は、今回事前のやりとりで腑に落ちないという感じがずっと払拭されませんでした。今回の事例で反省すべきこと、また情報公開、住民説明等も含めて今後改善すべき点について局長の見解を伺います。

◎寺岡章二 環境局長 指導方法等についての御質問でございますが、不法投棄及び不適正排出の事案につきましては、適正な指導を行うことが大変重要であると認識をしております。事案によりましては、過去の経過から因果関係が明確にならないなど、複雑な状況や背景も多々ございますが、良好な地域環境の保全に向けて適正な指導を行うよう努めてまいります。以上でございます。

◆吉沢章子 委員 局長は、適正な処理、適正な指導というふうに何回も御答弁をされました。事業者に適正な指導をしたけれども、結果、住民の不安は払拭されなかったということでございます。ですから、ここで明確にしたいと思います。私は、多摩区選出議員といたしまして、多摩区の皆さんに対し稲田登戸病院跡地は安全であると言い切れるのかどうか、環境局長に伺います。

◎寺岡章二 環境局長 安全対策についての御質問でございますが、安全対策については万全を期し、しっかりと指導してきたところでございます。以上でございます。

◆吉沢章子 委員 それは安全だということでございますね。よろしいですね。——はい、ありがとうございます。

それでは、要望させていただきたいと思います。情報開示についてですけれども、市の土地である生田緑地内に汚染が確認された時点で確実に行うべきであったと思いますし、また、開発行為などを審査するまちづくり局、地元の区役所はもちろん、今回幸いにも地下水には影響がないということでございますけれども、生田浄水場において井戸水を管理する水道局などにも、早期からの情報提供は当然なすべきことであったと指摘せざるを得ません。先ほど局長もその点については反省をしているというような御答弁でございましたので、ぜひその反省に基づいて、次のあり方というものを検討させていただきたいと思います。危機管理は、多くの目があって、そしてより強化されるものであると思いますので、早期からの情報公開によって多くの人の疑心暗鬼も払拭することができたはずでございますので、適正な処理は当然ですけれども、適正な指導と適正な情報開示について徹底的に再考いただきますよう要望させていただきます。

そして最後に、私は今年度、環境委員長を拝命している身として、環境局を愛すればこそ、あえて申し上げさせていただきますけれども、環境局の体質改善を強く要望させていただきまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。